

赤い羽根共同募金 「令和8年度福祉のまちづくり支援事業」 助成事業募集のご案内

岩手県共同募金会では、地域において身近な福祉課題に取り組んでいる団体や、住民に向けた福祉サービスを行う団体の、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を支援し、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するため、次の助成事業を募集します。

1 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動する県内のボランティア・NPO 団体[※]や、町内会・自治会等の任意の住民グループ ※ NPO 法人も可(本会施設整備事業の対象となるものを除く)

＜団体の要件＞

- ◇ 営利を目的としていないこと。
- ◇ 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ◇ 定款、会則、規約（又はそれに準じるもの[※]）が整備されていて、将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。

※ 団体の目的や事業、構成員、これまでの活動実績や今後の活動予定等が分かる書類が整備されていれば、定款、会則等がなくても応募できます。

- ◇ 今年度、岩手県共同募金会が実施する他の助成事業に決定していないこと。
- ◇ 令和7年度福祉のまちづくり支援事業に決定していないこと。

3 助成額

1万円から20万円まで（千円単位で助成）

※ 県内全体の助成計画額 400 万円

4 助成対象経費

（1）高齢者、障がい児・者、幼児・児童、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具、備品（以下「機器等」）の購入経費

⑨ 福祉活動と関係しない機器や、福祉活動に使用する頻度が低い機器等については、助成対象となりません。

（2）地域で福祉活動を行う団体の活動拠点の立ち上げに必要な機器等の購入経費

＜助成対象外経費＞

- ◇ 本会が実施する施設整備事業の助成対象となる機器等
- ◇ 公立施設、管理運営受託施設又は指定管理施設の事業及び公的資金（委託金、補助金等）が主たる財源となっている事業に必要な機器等
- ◇ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器等
- ◇ 事業実施期間前に購入した機器等
- ◇ その他、事業とは直接関係しない機器等

5 応募方法

次の応募書類を、団体所在地の市町村社会福祉協議会に提出してください。

(1) 「福祉のまちづくり支援事業」助成申請書（様式1）

※ 様式は、本会及び各市町村社会福祉協議会において配布するほか、本会ホームページ（<https://www.akaihane-iwate.or.jp>）の「助成事業」「福祉のまちづくり事業」からダウンロードすることができます。

※ 申請事業は、本会の配分委員会において審議しますので、申請書の各項目に記入もれが無いようお願いいたします。

(2) 定款、会則、規約（又はそれに準じるもの）

(3) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(4) 今年度の事業計画書及び収支予算書

(5) 見積書の写し

※ 購入を希望する機器等について、2つの店舗から同じ機種（同じ品番の製品）での見積書を取得し、それぞれ写しを提出してください。なお、店舗オリジナル製品等で同じ機種での見積りが困難な場合は、同等の製品で見積書を取得してください。

※ 見積書の宛名は、申請を行う団体名としてください（個人名不可）。

(6) 製品カタログ等（又は価格や仕様が分かる書類）の写し

6 応募受付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年12月12日（金）まで

7 審査及び助成決定

募金実績や過去の助成履歴等を考慮の上、本会配分委員会で審査します。助成の採否は、令和8年3月末に決定し、令和8年4月上旬に結果を通知します。

8 助成の交付

助成金の交付は、原則前金払とし、団体からの交付申請書の提出を受けて、指定金融機関口座（団体名義の口座）に送金します。

9 事業の完了

事業終了後、1か月以内に、完了報告書を本会に提出していただきます。

（最終提出期限：令和9年4月30日）

なお、助成金に残金が生じている場合や、助成決定した経費以外への支出が認められた場合は、当該額の返金が必要となります。

10 応募問合せ先・書類提出先

所在地の市町村社会福祉協議会に提出ください。

<岩手県共同募金会連絡先>

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 担当：日野^{ひの}岳^{おか}

電話 019-637-8889 FAX 019-637-9712

E-mail iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp

《地域での福祉活動の例》

幼児・児童を対象とした活動

- 子育て支援（子育てサロン・サークル活動、親子交流事業、子育て相談・講座等）
 - 児童健全育成（子どもの居場所づくり、遊びのプログラム、各種体験・交流事業等）
 - 子ども・子育て世帯の見守り支援、読み聞かせボランティア、子ども食堂、児童福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動
 - 若者自立支援（各種体験・交流事業、研修・講座、相談事業等）
- ※ 青少年を対象とした活動を含む

高齢者を対象とした活動

- 介護予防教室、健康相談、各種講座
- ふれあいいきいきサロン、一人暮らし高齢者等の昼食会、生きがいくくり支援
- 見守り・配食サービス、外出支援、ゴミ出し・環境整備支援、高齢者福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動

障がい児・者を対象とした活動

- 各種趣味活動、体験・交流事業
- 障がいに関する学習会、啓発活動、相談事業
- 見守り・配食サービス、外出支援、音訳・点訳図書による情報提供、障がい者福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動

その他住民全般を対象とした活動

- 世代間交流（地域行事やボランティア活動、地域文化の伝承活動等）を通じた住民の孤立防止や支え合いの地域づくり
 - 地域の福祉課題を解決するための活動
 - 住民を対象とした福祉講座、地域ボランティアの養成
 - 災害時の避難体制等を整えるための活動
- ⑨「災害に備えて行う活動」に使用する機器等は助成対象ですが、災害時に使用することを目的とした機器等の整備は対象外となります。
- 除雪・環境保全活動、その他住民が自ら行う社会貢献活動

福祉活動等に直接使用する機器・用具、備品の購入経費を助成します